

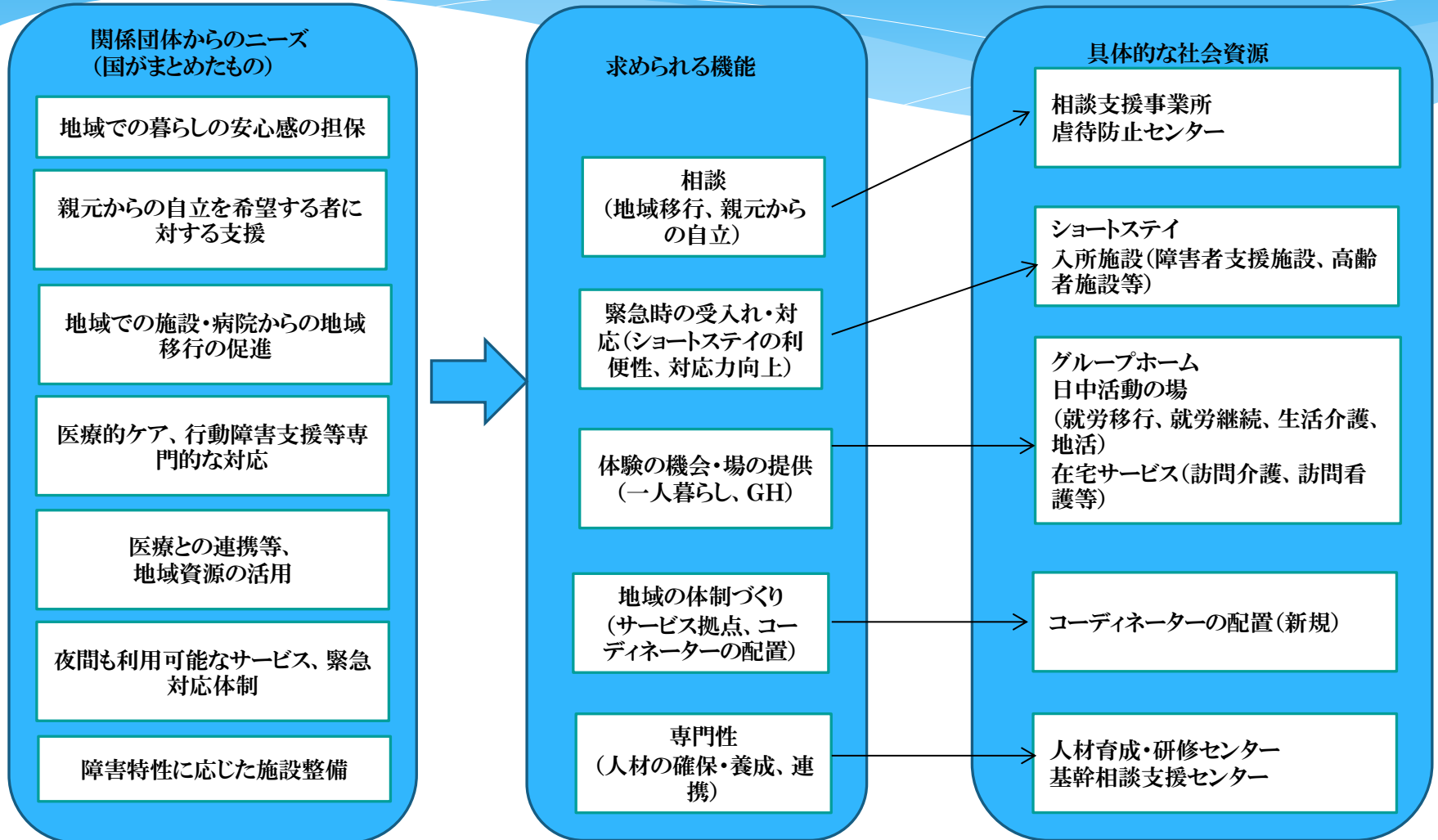
# 地域生活支援拠点等の 整備について

平成28年11月

練馬区障害者施策推進課

# 1 国の方針

国は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、各地域の課題に応じて、居住支援のための機能を地域に整備していく手法として、これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型(グループホーム併設型、単独型)」、地域において機能を分担して担う「面的整備型」などが考えられるとしています。また、地域生活支援拠点等については、平成29年度までに各区市町村に少なくとも1つを整備することとしています。



## 2 練馬区の現状について①

- (1) 練馬区の概況 ※数字は平成27年度区政概要  
面積 48.08km<sup>2</sup>(東西約10km、南北約4~7km)  
人口 714,656人(350,732世帯) ※平成27年1月1日現在

### (2) 障害者の状況 (平成27年3月31日現在)

- ① 身体障害者手帳所持者数 19,712人
- ② 知的障害者手帳所持者数 4,369人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 5,164人  
自立支援医療(精神通院)の利用者 10,715人
- ④ 難病医療費助成認定件数 5,534件
- ⑤ 障害福祉サービス等受給者数 4,527人
- ⑥ 障害児通所支援受給者数 1,473人

## 2 練馬区の現状について②

### 練馬区の社会資源

拠点に求められる機能	練馬区の社会資源			
相談	総合福祉事務所(4か所)	保健相談所(6か所)	基幹相談支援センター(4か所)	指定特定相談支援事業所(26か所)
緊急時の受入れ・対応	短期入所(11か所) 対応可能な障害種別内訳:身体5・知的7・精神2 (重複あり) 施設種別内訳:施設入所支援(6カ所)・グループホーム)5か所)			
体験の機会・場	グループホーム(73か所)	生活介護(21か所)	就労移行支援12か所 就労継続支援48か所	地域活動支援センター7か所 他
専門性(人材の確保・養成、連携)	障害福祉人材育成・研修センター	基幹相談支援センター(4か所)		
地域の体制作り(拠点、コーディネーター)	要検討			

### 3 地域の課題の抽出・整理について

地域生活支援拠点は、障害者やその家族の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的としている。そのため、地域の障害者やその家族のニーズを把握し、そのニーズに応じた障害福祉サービス事業所等の社会資源を地域のネットワークでつないでいくことや新たなサービスを検討することが重要となる。

練馬区における居住支援に関するニーズを把握するため、第4期練馬区障害者地域自立支援協議会全体会および専門部会において協議する。

事業者や区職員による意見交換会を実施する。

## 4 練馬区の方角性

練馬区では、障害者計画(平成27年度～平成31年度)・第四期障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)において、次のように計画しています。

### 第四期障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)

障害者地域生活支援センター等の相談支援機関とグループホーム等が連携し地域生活を支援する「面的整備」型の地域生活支援拠点により対応します。

### 第五期障害福祉計画 (平成30年度～平成32年度)

グループホームと短期入所、相談支援の機能を加え、新たに拠点型の地域生活支援拠点を整備します。

## 5 スケジュール(案)

	<b>自立支援協議会 (ニーズの把握、課題の抽出)</b>
平成28年度	10月～ 各専門部会で拠点に関する説明、意見聴取 11月頃 全体会で拠点に関する説明、課題抽出 12～2月 各専門部会で協議 障害者団体等からヒアリング 3月頃 全体会で協議(課題整理、課題への対応等)
平成29年度	自立支援協議会の意見を踏まえた、具体的な拠点運営に関する協議。
平成30年3月	面的整備型拠点の整備
平成30年度～	面的整備型拠点の運営状況確認 拠点型整備に関する協議